

諫早市立小長井小学校いじめ防止基本方針

【めざす児童像】

- | | | | |
|---|-------------|---|-----------------------|
| こ | 言葉を大切にする子ども | ⇒ | 言葉によるいじめ防止 |
| な | 仲間を大切にする子ども | ⇒ | 仲間作りによるいじめ防止 |
| が | 頑張る子ども | ⇒ | 一人一人の向上を認めることによるいじめ防止 |
| い | 生き生きした子ども | ⇒ | 心豊かな体験活動によるいじめ防止 |

【いじめ対策委員会】

- 1 目的 いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ対策委員会」を設置する。
- 2 活動
 - いじめ防止基本方針の見直しを行う。
 - いじめ防止等に関する年間計画を作成する。
 - アンケートの結果の整理・報告・分析を行う。
 - いじめが疑われる事案の事実確認・対応方法を策定する。
 - 要配慮子どもの支援方針を策定する。
- 3 構成メンバー
 - 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任、養護教諭
 - ※必要に応じて、心のケア相談員、学校評議員、民生・児童委員など



【PTAとの連携】	【関係機関との連携】	【児童会】
<ul style="list-style-type: none"> ○PTA 総会でのいじめ防止基本方針の説明。 ○学校便りや学級便りでのいじめ防止啓発。 ○地域でのいじめ防止活動の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援会議でのいじめ防止基本方針の説明。 ○主任児童委員、民生・児童委員との情報交換。 ○市教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝のあいさつ運動の実施。 ○なかよし集会の実施。 ○「いいところ探し」活動の実施。 ○縦割り活動の実施。 ○集会活動の運営。

【いじめ問題への取組】

<いじめの防止について>

【基本的な考え方】

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むこと。
 未然防止の成果を上げるために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、安心・安全に学校生活を送ることができるような学級づくり、学校づくりを行っていくこと。児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること。

- 自己肯定感の醸成と他者尊重の態度育成を重点課題と位置付けた教育活動を仕組む。
- 生徒指導の機能を生かした学級経営をめざし、支持的学級風土を醸成する。
- 子ども一人一人が成就感や達成感を実感する授業を行うとともに、授業の中での生徒指導を充実させる。
- 道徳の授業を要とし、全ての教育活動において道徳教育を充実させる中で、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 読書活動推進による心の教育の充実を図る。
- 異年齢集団による縦割り活動を通して、協力する力や思いやりの心を育てる。
- 自分の将来に夢あこがれを持たせる教育活動を実践する。
- 学校の情報公開に努めるとともに、保護者からの相談には、面談や家庭訪問などを迅速に行い誠実に対応する。

<いじめの早期発見について>

- 月1回の校内支援委員会における情報交換
- 年2回のアンケート調査及び個人面談の実施
- 心のケア相談員との情報共有と相談体制の整備
- いじめ対策委員会での指導事項確認
- いじめ等問題行動に関する相談機関の紹介（少年センター、県教育センター等）

<いじめに対する措置について>

- いじめに関する相談を受けた場合は、管理職との報告・連絡・相談を行うとともに、事実確認を迅速に行う。
- いじめが確認された場合は、早急に「いじめ対策委員会」を開き、対応を協議する。
- 被害者、加害者を含めた学級全体等での事実確認のための調査を行う。
- 被害者、加害者を含めた心のケアと学級全体等での受け入れ体制への指導・支援を行う。
- 生活指導連絡会をとして全職員での継続指導と経過観察を行う。
- 教科、道徳、特別活動等を含めた全教育課程において、心の教育の推進を図る。
- 心の教育推進プランの推進を図る。

<重大事態および発生時の対処>

- いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められた場合。
- いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑われる場合。
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申し立てがあった場合。



- いじめの発生とその対応について、職員間の共通理解とその徹底を図る。
- 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告をする。
- 実態を把握し、加害・被害児童保護者への説明を行う。
- 少年センターのSSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)やSC(スクール・カウンセラー)との連携を図り、被害児童の心の安定を図る。
- 管理職を窓口として一本化を図る。
- 必要に応じて加害・被害児童保護者との了解の基、保護者会を開催し、今後の対応策について共通理解を図る。

【年間計画】

- 4月 校内いじめ対策委員会開催
基本方針の見直し検討
家庭訪問
~~P.T.A総会での趣旨説明~~
- 6月 長崎っ子の心を見つめる教育週間
いじめアンケート実施①
教育相談（個人面談）
- 11月 いじめアンケート実施②
教育相談（個人面談）
- 12月 人権集会
2月 教育相談(個人面談)
校内いじめ対策委員会開催（反省）